

報告第3号

専決処分の報告について（第3号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第5号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月5日

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

- 1 事故発生日時 令和7年10月9日 午前10時50分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市青木117番1付近
主要地方道野田牛久線
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 事故発生場所の十字路交差点において、公用車を一時停止後に市道から右折して県道に進入する際、右方の安全確認を怠ったことにより、県道を右方から直進してきた相手方車両の左側後部と当方車両の左側前部が接触し破損させた。
- 5 損害賠償額 153,955円
- 6 市の過失割合 90%